

# 熊本県公報

号外 第 16 号  
平成 17 年 3 月 24 日 (木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 平成 17 年度一般会計予算及び特別会計予算の要領……………(財 政 課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第 333 号の 2

平成 17 年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成 17 年 2 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 平成17年度熊本県一般会計予算

平成17年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ729,640,042千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

## (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

## (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

## (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県	税	137,358,223
	1 県 民 税	31,573,102
	2 事 業 税	33,080,172
	3 地 方 消 費 税	16,721,304
	4 不 動 産 取 得 税	4,598,993
	5 県 た ば こ 税	3,660,889
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	869,970
	7 自 動 車 税	25,059,283
	8 鉦 区 税	11,178
	9 自 動 車 取 得 税	4,500,619
	10 軽 油 引 取 税	16,892,710
	11 狩 猟 税	67,361
	12 産 業 廃 棄 物 税	321,877
	13 旧 法 に よ る 税	765

款	項	金 額
		千円
2 地方消費税清算金		34,932,775
	1 地方消費税清算金	34,932,775
3 地方譲与税		13,843,000
	1 所得譲与税	9,808,000
	2 地方道路譲与税	3,761,000
	3 石油ガス譲与税	258,000
	4 航空機燃料譲与税	16,000
4 地方特例交付金		11,418,000
	1 地方特例交付金	11,418,000
5 地方交付税		217,742,000
	1 地方交付税	217,742,000
6 交通安全対策 特別交付金		831,000
	1 交通安全対策 特別交付金	831,000
7 分担金及び負担金		8,494,597
	1 分 担 金	840,142

款	項	金 額
		千円
	2 負 担 金	7,654,455
8 使用料及び手数料		12,863,396
	1 使 用 料	9,250,441
	2 手 数 料	3,612,955
9 国庫支出金		119,523,001
	1 国庫負担金	43,376,106
	2 国庫補助金	73,822,892
	3 国庫委託金	2,324,003
10 財産収入		1,458,493
	1 財産運用収入	947,244
	2 財産売却収入	511,249
11 寄 附 金		43,241
	1 寄 附 金	43,241
12 繰 入 金		29,946,493
	1 特別会計繰入金	3,010,077

款	項	金 額
		千円
	2 基金繰入金	26,936,416
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		41,211,822
	1 延滞金、加算金料 及 及び 超過 金料	366,371
	2 県預金利子	6,000
	3 貸付金元利収入	26,750,789
	4 受託事業収入	1,543,296
	5 収益事業収入	5,782,758
	6 利子割精算金収入	10,983
	7 雑 入	6,751,625
15 県 債		99,974,000
	1 県 債	99,974,000
歳 入 合 計		729,640,042

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,617,627
	1 議 会 費	1,617,627
2 総 務 費		30,973,518
	1 総 務 管 理 費	11,830,595
	2 企 画 費	5,019,567
	3 徴 税 費	6,427,593
	4 市 町 村 振 興 費	4,984,726
	5 選 挙 費	29,886
	6 防 災 費	918,483
	7 統 計 調 査 費	1,351,819
	8 人 事 委 員 会 費	196,763
	9 監 査 委 員 費	214,086
3 民 生 費		66,523,530
	1 社 会 福 祉 費	41,131,318

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	20,764,385
	3 生 活 保 護 費	4,626,062
	4 災 害 救 助 費	1,765
4 衛 生 費		33,211,048
	1 公 衆 衛 生 費	24,405,164
	2 環 境 衛 生 費	5,391,890
	3 保 健 所 費	2,628,880
	4 医 薬 費	785,114
5 勞 働 費		2,183,002
	1 勞 政 費	345,771
	2 職 業 訓 練 費	1,471,550
	3 失 業 対 策 費	252,636
	4 勞 働 委 員 会 費	113,045
6 農 林 水 産 業 費		79,343,800
	1 農 業 費	16,967,473



款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	4,117,242
	3 農 地 費	32,417,012
	4 林 業 費	18,144,372
	5 水 産 業 費	7,697,701
7 商 工 費		29,357,499
	1 商 業 費	25,068,340
	2 工 鉱 業 費	3,396,969
	3 観 光 費	892,190
8 土 木 費		109,289,453
	1 土 木 管 理 費	15,214,374
	2 道 路 橋 り よ う 費	53,938,728
	3 河 川 海 岸 費	22,906,408
	4 港 湾 費	5,205,321
	5 都 市 計 画 費	9,639,623
	6 住 宅 費	2,384,999

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 42,341,335
	1 警 察 管 理 費	38,227,986
	2 警 察 活 動 費	4,113,349
10 教 育 費		175,068,502
	1 教 育 総 務 費	21,047,256
	2 小 学 校 費	65,341,905
	3 中 学 校 費	36,318,204
	4 高 等 学 校 費	36,375,680
	5 特 殊 学 校 費	8,881,152
	6 大 学 費	2,404,606
	7 社 会 教 育 費	2,826,446
	8 保 健 体 育 費	1,873,253
11 災 害 復 旧 費		3,855,584
	1 農 林 水 産 業 費 災 害 復 旧 費	2,016,103
	2 土 木 災 害 復 旧 費	1,839,481

款	項	金 額
		千円
12 公 債 費		110,955,503
	1 公 債 費	110,955,503
13 諸 支 出 金		44,769,641
	1 繰 出 金	5,895,617
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	614,015
	3 自動車取得税金 交 付 金	2,992,912
	4 利子割交付金	886,924
	5 利子割精算金	6,539
	6 特別地方消費税金 交 付 金	148
	7 地方消費税金 地 清 算	16,431,101
	8 地方消費税金 地 交 付	17,581,836
	9 配当割交付金	232,932
	10 株式等譲渡所得割金 交 付 金	127,617
14 予 備 費		150,000
	1 予 備 費	150,000

款	項	金 額
歳 出 合 計		千円 729,640,042

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額				
1 私立学校施設整備借入金利子助成 (日本私立学校振興・共済事業団借入分) 私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園を設置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等を行うために必要な資金を日本私立学校振興・共済事業団から借り入れた場合の学校法人に対する利子助成	平成18年度 ～平成26年度	千円 33,500				
	年次別内訳 平成18年度 4,500 平成19年度 4,500 平成20年度 4,250 平成21年度 4,000 平成22年度 3,750 平成23年度 3,500 平成24年度 3,250 平成25年度 3,000 平成26年度 2,750					
<table border="1"> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.5%以内		
期 間	利子助成率					
10年以内	年1.5%以内					
2 私立学校施設整備借入金利子助成 (社団法人熊本県私学教育振興会借入分) 私立高等学校、私立中学校を設置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等を行うために必要な資金を社団法人熊本県私学教育振興会から借り入れた場合の学校法人に対する利子助成	平成18年度 ～平成26年度	7,083				
	年次別内訳 平成18年度 1,387 平成19年度 1,237 平成20年度 1,087 平成21年度 937 平成22年度 787 平成23年度 637 平成24年度 487 平成25年度 337 平成26年度 187					
<table border="1"> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.5%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.5%以内		
期 間	利子助成率					
10年以内	年1.5%以内					
3 川辺川ダム代替地等先行取得資金損失補償補助 融資機関が川辺川ダム建設に伴う水没者等に対し、代替地等先行取得資金として1億円の範囲内で融資を行い損失を受けたとき、五木村が融資機関に損失補償を行う場合の損失補償相当額に対する補助	融資機関が水没者等に資金を融資した日から当該融資の償還期限到来後3か月の期間が満了し、融資機関が補償の履行日として指定する日まで	融資の償還期限(融資機関が当該融資の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合には、その支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。)到来後3か月の期間満了の日において、融資機関が弁済を受けていない元金及び利息(遅延利息を除く。)の合計額に相当する金額				
4 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例(昭和34年熊本県条例第38号)に基づく平成17年度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成17年度 ～平成20年度	7,500				

事 項	期 間	限 度 額																																												
5 農地保有合理化事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が財団法人熊本県農業公社に5億2,000万円を限度額として農地保有合理化事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	平成17年度 ～平成28年度	千円 312,000																																												
6 農地保有合理化事業損失補償 社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が財団法人熊本県農業公社に9億8,000万円を限度額として農地保有合理化事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成17年度 ～平成28年度	588,000																																												
7 農村地域工業等導入資金利子補給 農業協同組合等が農村地域工業等導入地区に立地する企業の設備投資等や地方公共団体等による工場用地の取得造成に対して、平成17年度において総額5,000万円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th style="width: 70%;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7年以内</td> <td style="text-align: center;">年0.9%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	7年以内	年0.9%以内	平成18年度 ～平成25年度	1,767																																								
	期 間	利子補給率																																												
7年以内	年0.9%以内																																													
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">年次別内訳</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td style="text-align: right;">389</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td style="text-align: right;">390</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td style="text-align: right;">325</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td style="text-align: right;">261</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td style="text-align: right;">197</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td style="text-align: right;">133</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td style="text-align: right;">68</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> </tbody> </table>	年次別内訳		平成18年度	389	平成19年度	390	平成20年度	325	平成21年度	261	平成22年度	197	平成23年度	133	平成24年度	68	平成25年度	4																												
年次別内訳																																														
平成18年度	389																																													
平成19年度	390																																													
平成20年度	325																																													
平成21年度	261																																													
平成22年度	197																																													
平成23年度	133																																													
平成24年度	68																																													
平成25年度	4																																													
8 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）及び農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）に基づく農業近代化資金を、平成17年度において総額40億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 70%;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個 人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">農 協 銀 行</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">15年 以内</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年1.25%以内</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共 同</td> <td style="text-align: center;">農 協</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">20年 以内</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀 行</td> <td style="text-align: center;">年0.4%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内	共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内	銀 行	年0.4%以内	平成18年度 ～平成38年度	328,611																															
	区 分	期 間	利子補給率																																											
個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.25%以内																																											
共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内																																											
	銀 行			年0.4%以内																																										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">年次別内訳</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td style="text-align: right;">33,513</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td style="text-align: right;">34,700</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td style="text-align: right;">34,700</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td style="text-align: right;">32,820</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td style="text-align: right;">30,202</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td style="text-align: right;">27,548</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td style="text-align: right;">24,894</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td style="text-align: right;">22,241</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td style="text-align: right;">19,586</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td style="text-align: right;">16,933</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td style="text-align: right;">14,279</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td style="text-align: right;">11,625</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td style="text-align: right;">8,971</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td style="text-align: right;">6,318</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td style="text-align: right;">3,663</td></tr> <tr><td>平成33年度</td><td style="text-align: right;">2,487</td></tr> <tr><td>平成34年度</td><td style="text-align: right;">1,886</td></tr> <tr><td>平成35年度</td><td style="text-align: right;">1,316</td></tr> <tr><td>平成36年度</td><td style="text-align: right;">745</td></tr> <tr><td>平成37年度</td><td style="text-align: right;">175</td></tr> <tr><td>平成38年度</td><td style="text-align: right;">9</td></tr> </tbody> </table>	年次別内訳		平成18年度	33,513	平成19年度	34,700	平成20年度	34,700	平成21年度	32,820	平成22年度	30,202	平成23年度	27,548	平成24年度	24,894	平成25年度	22,241	平成26年度	19,586	平成27年度	16,933	平成28年度	14,279	平成29年度	11,625	平成30年度	8,971	平成31年度	6,318	平成32年度	3,663	平成33年度	2,487	平成34年度	1,886	平成35年度	1,316	平成36年度	745	平成37年度	175	平成38年度	9		
年次別内訳																																														
平成18年度	33,513																																													
平成19年度	34,700																																													
平成20年度	34,700																																													
平成21年度	32,820																																													
平成22年度	30,202																																													
平成23年度	27,548																																													
平成24年度	24,894																																													
平成25年度	22,241																																													
平成26年度	19,586																																													
平成27年度	16,933																																													
平成28年度	14,279																																													
平成29年度	11,625																																													
平成30年度	8,971																																													
平成31年度	6,318																																													
平成32年度	3,663																																													
平成33年度	2,487																																													
平成34年度	1,886																																													
平成35年度	1,316																																													
平成36年度	745																																													
平成37年度	175																																													
平成38年度	9																																													

事 項	期 間	限 度 額												
9 中山間地域活性化資金利子補給 農業協同組合等が、中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱に基づく中山間地域活性化資金を平成17年度において総額1億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成18年度 ～平成43年度	千円 18,830												
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度 平成42年度 平成43年度	1,814 1,878 1,878 1,786 1,657 1,527 1,396 1,266 1,123 974 825 677 528 379 231 174 153 135 116 98 80 61 43 24 6 1												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工流通施設</td> <td>15年以内</td> <td>年1.95%以内</td> </tr> <tr> <td>保健機能増進施設</td> <td>15年以内</td> <td>年2.2%以内</td> </tr> <tr> <td>生活環境施設</td> <td>25年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	加工流通施設	15年以内	年1.95%以内	保健機能増進施設	15年以内	年2.2%以内	生活環境施設	25年以内	年1.25%以内		
区 分	期 間	利子補給率												
加工流通施設	15年以内	年1.95%以内												
保健機能増進施設	15年以内	年2.2%以内												
生活環境施設	25年以内	年1.25%以内												
10 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成17年度において総額8億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成18年度 ～平成33年度	79,419												
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度	9,487 10,000 10,000 9,368 8,333 7,276 6,220 5,163 4,106 3,049 2,331 1,800 1,279 758 237 12												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.25%以内										
期 間	利子補給率													
15年以内	年1.25%以内													
11 竜北地区県営かんがい排水事業 竜 北 町	平成18年度	400,000												
12 合志地区県営畑地帯総合整備事業 合 志 町	平成18年度	470,000												

事 項	期 間	限 度 額
13 中古閑地区県営経営体育成基盤整備事業 山 鹿 市	平成18年度	千円 160,000
14 芦北3期地区広域農道事業 芦 北 町	平成18年度 ～平成19年度	2,080,000
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度	1,280,000 800,000
15 上島中央2期地区広域農道事業 有 明 町	平成18年度	596,000
16 内野黒猪地区一般農道事業 山 鹿 市	平成18年度 ～平成19年度	700,000
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度	350,000 350,000
17 川地区県営農業集落排水事業 相 良 村	平成18年度	440,000
18 岩原地区県営ため池等整備事業 山 鹿 市	平成18年度	61,000
19 今藤地区県営ため池等整備事業 植 木 町	平成18年度	92,000
20 農林漁業資金損失補償 農林漁業金融公庫が社団法人熊本県林業公社 に森林整備資金を融資したことについて損失を 受けた場合、県が農林漁業金融公庫に行う損失 補償	平成17年度 ～平成61年度	92,190
	年次別内訳 平成17年度 ～平成36年度 平成37年度 ～平成41年度 平成42年度 ～平成46年度 平成47年度 ～平成56年度 平成57年度 ～平成61年度	17,680 9,565 22,085 33,870 8,990
21 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が、漁業近代化資金助成法（昭 和44年法律第52号）及び漁業近代化資金助成法 施行令（昭和44年政令第209号）に基づく漁業近 代化資金を漁業者等に対し、平成17年度におい て総額7億円の範囲内で融資する場合の漁業協 同組合等に対する利子補給	平成18年度 ～平成37年度	42,423
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度	8,414 7,787 6,682 5,467 3,938 2,877 2,286 1,793 1,345 897 451 158 78 67 57 46 36 25 15 4

  

区 分	期 間	利 子 補 給 率	
個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	
共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.4% 以内



事 項	期 間	限 度 額				
22 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づく漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、平成17年度において総額1億7,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成18年度 ～平成27年度	千円 13,816				
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	2,125 2,125 2,125 1,978 1,669 1,365 1,062 761 455 151				
<table border="1"> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.25%以内		
期 間	利子補給率					
10年以内	年1.25%以内					
23 熊本県火災共済協同組合貸付 熊本県火災共済協同組合が火災共済事業により、収入共済掛金等の全額を支払ってもなお支払共済金に不足を生じた場合、その不足額に対する貸付け	平成17年度	300,000				
24 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額444億2,900万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成17年度 ～平成28年度	457,062				
25 中小企業無担保クイック融資損失補償 金融機関が中小企業無担保クイック融資として総額260億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成17年度 ～平成28年度	104,000				
26 財団法人くまもとテクノ産業財団利子補給補助 金融機関が、新製品・新技術等の研究開発及びその成果の企業化のための資金を中小企業者に対し融資する場合、財団法人くまもとテクノ産業財団が債務保証と併せて当該保証に係る資金（5,000万円を限度とする。）について行う利子補給に対する補助	平成17年度 ～平成24年度	5,099				
	年次別内訳 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度	704 1,250 1,042 833 624 415 206 25				
<table border="1"> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>年2.9%以内</td> </tr> </table>	期 間	利子補給率	7年以内	年2.9%以内		
期 間	利子補給率					
7年以内	年2.9%以内					
27 道路改築事業 (国道219号球泉洞トンネル) 球 磨 村	平成18年度 ～平成20年度	3,000,000				
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度	1,000,000 1,000,000 1,000,000				
28 道路改築事業 (国道387号西里橋) 小 国 町	平成18年度 ～平成19年度	450,000				
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度	300,000 150,000				
29 連続立体交差事業 (春日特別排水路) 熊 本 市	平成18年度	1,360,000				

事 項	期 間	限 度 額
30 ユニバーサルデザインモデル団地形成促進利子補給 光の森団地内にユニバーサルデザインに配慮した住宅を取得する者に対する利子補給	平成18年度 ～平成20年度	千円 20,000
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度	5,000 13,000 2,000
31 熊本県警察職員住宅借上 民間との長期賃貸借契約による熊本県警察職員住宅（熊本市内勤務者用独身寮）の借上料	平成18年度 ～平成37年度	612,000
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度	30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600 30,600
32 情報処理関連業務	平成18年度 ～平成22年度	1,014,000
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度	571,328 267,218 144,000 31,164 290
33 事務機器等賃借	平成18年度 ～平成25年度	1,821,000
	年次別内訳 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	427,917 389,340 389,340 378,230 219,331 6,300 6,300 4,242

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
土地改良 国庫補助事業費	5,175,000	(借入先) 財務省、日本郵		据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全 国庫補助事業費	343,000	政公社、公営企業		半年賦元利均等
農地防災 国庫補助事業費	47,000	金融公庫、会社、 その他		償還又は元金均等
湛水防除 国庫補助事業費	177,000	(借入方法) 証書借入又は証		償還、満期一括償 還等
林道 国庫補助事業費	780,000	券発行		但し、県財政の
治山 国庫補助事業費	2,265,000	(その他) 工事その他の都	年10%	都合により、繰上
保安林整備 国庫補助事業費	265,000	合により、一部も	以 内	償還をなし、又は
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	380,000	しくは全部を翌年		借り換えをするこ とができる。
漁港 国庫補助事業費	646,000	度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
道路橋りょう 国庫補助事業費	4,603,000	発行価格が額面		
道路維持 国庫補助事業費	2,210,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
河川 国庫補助事業費	1,780,000	をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする		
海岸保全 国庫補助事業費	475,000	ことができる。		
都市基盤河川改修 事業費	150,000			
砂防 国庫補助事業費	2,453,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
港湾建設 国庫補助事業費	1,162,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内  半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等  但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
街 路 国庫補助事業費	1,060,000	金融公庫、会社、 その他		
都市公園整備 事業費	156,000	(借入方法)		
公 営 住 宅 建設事業費	330,000	証書借入又は証 券発行		
空港直轄事業 負担金	81,000	(その他) 工事その他の都		
農地海岸直轄事業 負担金	252,000	合により、一部も しくは全部を翌年		
治山直轄事業 負担金	144,000	度以降に繰り下げ て借り入れするこ		
道路直轄事業 負担金	5,251,000	とができる。  発行価格が額面		
河川直轄事業 負担金	3,158,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
砂防直轄事業 負担金	133,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
港湾直轄事業 負担金	685,000	額を限度額とする ことができる。		
治山災害現年 発生国庫 補助事業費	11,000			
治山災害過 年 発生国庫 補助事業費	47,000			
漁港災害現年 発生国庫 補助事業費	6,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
公共土木現年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	343,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業		据置期間を含め 30年以内
公共土木過年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	222,000	金融公庫、会社、 その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	80,000	(借入方法)		
地域総合整備 資金貸付事業費	826,000	証書借入又は証 券発行		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
地域振興施設 整備事業費	200,000	(その他)		
心身障害児福祉 施設整備事業費	176,000	工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	年10% 以 内	
老人福祉施設整備 事業費	179,000			
単県農道整備 事業費	538,000			
単県農業農村 整備事業費	291,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
緑資源機構営全 特定中山間保 整備事業費	327,000			
単県森林整備 事業費	21,000			
単県林道整備 事業費	1,629,000			
単県治山事業費	50,000			
水産施設整備 事業費	36,000			
漁業取締船建造 事業費	189,000			
単県漁港整備 事業費	170,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
九州新幹線建設費	千円 12,531,000	(借入先) 財務省、日本郵	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内  半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等  但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
単県道路整備費	14,077,000	政公社、公営企業		
単県河川整備費	2,327,000	金融公庫、会社、 その他		
単県砂防整備費	656,000	(借入方法) 証書借入又は証		
単県海岸整備費	99,000	券発行		
単県街路整備費	1,528,000	(その他) 工事その他の都		
警察施設整備費	270,000	合により、一部も		
交通安全施設整備費	430,000	しくは全部を翌年		
県立高等学校整備費	1,954,000	度以降に繰り下げ		
減税補てん債	2,213,000	て借り入れするこ とができる。		
臨時財政対策債	24,302,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p style="text-align: center;">公 事 有 林 業 整 備 費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">85,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、日本郵 政公社、公営企業 金融公庫、会社、 その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p style="text-align: center;">年10% 以 内</p>	<p>据置期間を含め 50年以内</p> <p>年賦元利均等償 還又は元金均等償 還等</p> <p>但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。</p>
<p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: center;">99,974,000</p>			

平成17年度熊本県農業改良資金特別会計予算

平成17年度熊本県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ679,175千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。



第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		118,710
	1 一 般 会 計 繰 入 金	118,710
2 繰 越 金		59,288
	1 繰 越 金	59,288
3 諸 収 入		300,708
	1 貸 付 金 元 利 収 入	300,708
4 県 債		200,469
	1 県 債	200,469
歳 入 合 計		679,175

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 673,475
	1 農 業 改 良 資 金	673,475
2 公 債 費		3,800
	1 公 債 費	3,800
3 諸 支 出 金		1,900
	1 繰 出 金	1,900
歳 出 合 計		679,175

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金 貸付金	千円  200,469	政府貸付金の 借 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 21年以内 半年賦元金均等 償還

平成17年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成17年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,148,117千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		1,461
	1 一般会計繰入金	1,461
2 繰 越 金		1,030,306
	1 繰 越 金	1,030,306
3 諸 収 入		3,292,850
	1 貸付金元利収入	3,292,850
4 県 債		823,500
	1 県 債	823,500
歳 入 合 計		5,148,117

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		1,834,352
	1 中小企業振興資金	1,834,352
2 公 債 費		2,222,541
	1 公 債 費	2,222,541
3 諸 支 出 金		1,091,224
	1 繰 出 金	1,091,224
歳 出 合 計		5,148,117

## 第2表 債務負担行為

## 設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備資金貸付事業） 財団法人くまもとテクノ産業財団が平成17年 度に行う設備資金貸付事業 2 億円の未収債権に 対する損失補償	平成17年度 ～平成30年度	千円 100,000
2 財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備貸与事業（国制度分）） 財団法人くまもとテクノ産業財団が平成17年 度に行う設備貸与事業 4 億円の未収債権に対す る損失補償	平成17年度 ～平成30年度	180,000
3 財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備導入緊急対策事業） 財団法人くまもとテクノ産業財団が平成17年 度に行う設備導入緊急対策事業 4 億円の未収債 権に対する損失補償	平成17年度 ～平成25年度	180,000

## 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中小企業振興資金 貸付事業費	千円 823,500	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の借入れ	年4.1% 以 内	据置期間を含め 20年以内 年賦元金均等償 還



平成17年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成17年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211,229千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 130,699
	1 繰 越 金	130,699
2 諸 収 入		80,530
	1 貸付金元利収入	80,530
歳 入 合 計		211,229

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 150,621
	1 母子寡婦福祉資金	150,621
2 公 債 費		58,813
	1 公 債 費	58,813
3 諸 支 出 金		1,795
	1 繰 出 金	1,795
歳 出 合 計		211,229

## 第2表 債務負担行為

## 設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金貸付 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） に基づき実施する母子及び寡婦に対する技能習 得資金、生活資金、修学資金、修業資金及び特 例児童扶養資金の貸付け	平成18年度	千円
	～平成21年度	40,350
	年次別内訳	
	平成18年度	20,950
	平成19年度	11,700
	平成20年度	7,100
	平成21年度	600

平成17年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算

平成17年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,803千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 22,903
	1 基 金 繰 入 金	22,903
2 繰 越 金		12,900
	1 繰 越 金	12,900
歳 入 合 計		35,803

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 35,803
	1 用 度 費	35,803
歳 出 合 計		35,803

平成17年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成17年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,200,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,997,000
	1 証 紙 収 入	2,997,000
2 繰 越 金		203,000
	1 繰 越 金	203,000
歳 入 合 計		3,200,000

歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 3,200,000
	1 繰 出 金	3,200,000
歳 出 合 計		3,200,000

平成17年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成17年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272,073千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		170,140
	1 財 産 売 払 収 入	170,140
2 繰 入 金		63,447
	1 一 般 会 計 繰 入 金	63,447
3 繰 越 金		38,486
	1 繰 越 金	38,486
歳 入 合 計		272,073

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 272,073
	1 高 等 学 校 費	272,073
歳 出 合 計		272,073

平成17年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成17年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,759,550千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		673,826
	1 使 用 料	673,826
2 繰 入 金		2,999,724
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,999,724
3 繰 越 金		70,000
	1 繰 越 金	70,000
4 諸 収 入		16,000
	1 雑 入	16,000
歳 入 合 計		3,759,550

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 615,826
	1 港 湾 費	615,826
2 公 債 費		3,143,724
	1 公 債 費	3,143,724
歳 出 合 計		3,759,550



平成17年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成17年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,877,911千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		12
	1 財 産 運 用 収 入	12
2 繰 入 金		48,400
	1 基 金 繰 入 金	48,400
3 繰 越 金		649,566
	1 繰 越 金	649,566
4 諸 収 入		1,179,933
	1 雑 入	1,179,933
歳 入 合 計		1,877,911

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		139,311
	1 港 湾 費	139,311
2 公 債 費		1,108,600
	1 公 債 費	1,108,600
3 諸 支 出 金		630,000
	1 繰 出 金	630,000
歳 出 合 計		1,877,911

平成17年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成17年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,426千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		8,172
	1 財 産 運 用 収 入	8,172
2 繰 越 金		63,254
	1 繰 越 金	63,254
歳 入 合 計		71,426

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 11,426
	1 総 務 管 理 費	11,426
2 諸 支 出 金		60,000
	1 繰 出 金	60,000
歳 出 合 計		71,426

平成17年度熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計予算

平成17年度熊本県の中小企業従業員住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ427千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 145
	1 使 用 料	145
2 繰 越 金		282
	1 繰 越 金	282
歳 入 合 計		427



歳 出		
款	項	金 額
1 労 働 費		千円 427
	1 中 小 企 業 従 業 員 住 宅 費	427
歳 出 合 計		427

平成17年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算

平成17年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681,918千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		346,020
	1 国庫補助金	346,020
2 財産収入		394
	1 財産運用収入	394
3 繰入金		277,903
	1 一般会計繰入金	212,000
	2 基金繰入金	65,903
4 諸収入		57,601
	1 貸付金元利収入	57,601
歳 入 合 計		681,918

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 681,918
	1 育 英 資 金	681,918
歳 出 合 計		681,918

平成17年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成17年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,817,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		126
	1 一般会計繰入金	126
2 繰 越 金		161,764
	1 繰 越 金	161,764
3 諸 収 入		1,155,385
	1 貸付金元利収入	1,155,385
4 県 債		500,250
	1 県 債	500,250
歳 入 合 計		1,817,525

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 1,316,955
	1 林 業 改 善 資 金	1,316,955
2 公 債 費		500,412
	1 公 債 費	500,412
3 諸 支 出 金		158
	1 繰 出 金	158
歳 出 合 計		1,817,525

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
木材産業等高度化 推進資金貸付金	千円 500,250	林 業 信 用 基 金 貸 付 金 の 借 り 入 れ	年10% 以 内	据置期間を含め 5年以内 元金一括償還及 び利息半年賦償還



平成17年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成17年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,925千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		2,925
	1 一般会計繰入金	2,925
2 諸 収 入		154,000
	1 貸付金元利収入	154,000
歳 入 合 計		156,925

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 156,925
	1 沿岸漁業改善資金	156,925
歳 出 合 計		156,925

平成17年度熊本市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成17年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,825,508千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 1,225,000
	1 繰 越 金	1,225,000
2 諸 収 入		1,600,508
	1 貸付金元利収入	1,600,508
歳 入 合 計		2,825,508

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,600,508
	1 市町村振興資金	1,600,508
2 諸 支 出 金		1,225,000
	1 繰 出 金	1,225,000
歳 出 合 計		2,825,508

平成17年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成17年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,137,243千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,515,278
	1 負担金	1,515,278
2 国庫支出金		733,400
	1 国庫補助金	733,400
3 繰入金		432,922
	1 一般会計繰入金	432,922
4 繰越金		92,148
	1 繰越金	92,148
5 諸収入		24,495
	1 雑収入	24,495
6 県債		339,000
	1 県債	339,000
歳入合計		3,137,243



歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 2,481,451
	1 流域下水道費	2,481,451
2 公 債 費		655,792
	1 公 債 費	655,792
歳 出 合 計		3,137,243

## 第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設) 熊 本 市	平成18年度 ～平成19年度	千円 930,000
	年次別内訳	
	平成18年度 平成19年度	480,000 450,000
2 球磨川上流流域下水道建設事業 (水処理施設等) 錦 町	平成18年度	320,000
3 八代北部流域下水道建設事業 (汚泥処理施設等) 宇城市・鏡町	平成18年度	255,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	139,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業 金融公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行		据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
球磨川上流流域 下水道事業費	96,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	年10% 以 内	但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
八代北部流域 下水道事業費	104,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	339,000			

平成17年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成17年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,682,952千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 363,975
	1 財 産 運 用 収 入	5,565
	2 財 産 売 払 収 入	358,410
2 繰 越 金		122,977
	1 繰 越 金	122,977
3 県 債		2,196,000
	1 県 債	2,196,000
歳 入 合 計		2,682,952

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 2,345,343
	1 工 鉦 業 費	2,345,343
2 公 債 費		337,609
	1 公 債 費	337,609
歳 出 合 計		2,682,952

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成事業費	2,196,000	<p>(借入先)</p> <p>財務省、日本郵 政公社、公営企業 金融公庫、会社、 その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	年10% 以 内	<p>据置期間を含め 30年以内</p> <p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。</p>

平成17年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算  
平成17年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,284,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。



第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		995,568
	1 分担金及び負担金	995,568
2 チ ッ ソ 貸 付 費		1,418,918
	1 諸 収 入	1,418,918
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 繰 入 金	276,267
4 支 援 措 置 費		8,593,467
	1 国 庫 支 出 金	6,599,643
	2 繰 入 金	346,824
	3 県 債	1,647,000
歳 入 合 計		11,284,220

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 2,385,705
	1 公 債 費	2,385,705
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,024
	1 公 債 費	5,645,024
3 水俣・芦北地域振興 基 金 貸 付 費		983,400
	1 公 債 費	983,400
4 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 公 債 費	276,267
5 支 援 措 置 費		1,993,824
	1 環 境 費	1,647,000
	2 公 債 費	346,824
歳 出 合 計		11,284,220

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円  1,647,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年10%  以 内	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすこ とができる。

平成17年度熊本県公債管理特別会計予算

平成17年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,981,431千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		672,696
	1 一般会計繰入金	672,696
2 県 債		13,308,735
	1 県 債	13,308,735
歳 入 合 計		13,981,431

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 費		13,981,431
	1 公 債 費	13,981,431
歳 出 合 計		13,981,431

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 13,308,735	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

## 平成17年度熊本県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	200床
(2) 年間患者数	
入    院	64,970人
外    来	34,692人
(3) 一日平均患者数	
入    院	178人
外    来	118人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			1,903,294千円
第1項 医業収益			1,072,102千円
第2項 医業外収益			831,192千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			1,871,800千円
第1項 医業費用			1,740,292千円
第2項 医業外費用			131,458千円
第3項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額59,619千円は過年度分損益勘定留保資金59,619千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			119,405千円
第1項 出資金			119,405千円
	支	出	
第1款 資本的支出			179,024千円
第1項 建設改良費			19,244千円
第2項 企業債償還金			159,780千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,220,828千円
(2) 交際費	35千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、73,000千円と定める。



平成17年度熊本県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 228,567,600 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	2,336,229千円
第1項 営業収益	2,322,861千円
第2項 営業外収益	13,368千円

支 出

第1款 事業費	2,214,852千円
第1項 営業費用	1,988,986千円
第2項 営業外費用	149,427千円
第3項 特別損失	66,439千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額682,864千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,365千円、減債積立金220千円及び過年度分損益勘定留保資金661,279千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	694,803千円
第1項 他会計からの返還金	293,450千円
第2項 企業債	233,000千円
第3項 補助金	168,353千円

支 出

第1款 資本的支出	1,377,667千円
第1項 建設改良費	607,041千円
第2項 企業債償還金	146,275千円
第3項 他会計への繰出金	614,351千円
第4項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成18年度	千円 95

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
阿蘇車帰風力発電所建設事業	千円 233,000	(借入先) 財務省、公営 企業金融公庫、 その他 (借入方法) 証書借入又は 証券発行 (その他) 工事その他の 都合により、一 部もしくは全部 を翌年度以降に 繰り下げて借り 入れすることが できる。 発行価格が額 面金額を下回る ときは、その発 行差額をうめる ため必要な金額 を加算した額を 限度額とすること ができる。	年10% 以 内	据置期間を含 め15年以内 半年賦元利均 等償還又は半年 賦元金均等償還 等 但し、財政そ 他の都合によ り、繰上償還を なし、又は借り 換えをすること ができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 703,125千円

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち220千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

## 平成17年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	30箇所
(2) 年間総給水量	9,037,765 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	24,761 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、電気事業会計から69,219千円を借り入れる。

## 収 入

第1款 事業収益	1,065,849千円
第1項 営業収益	740,860千円
第2項 営業外収益	324,989千円

## 支 出

第1款 事業費	1,493,347千円
第1項 営業費用	1,086,810千円
第2項 営業外費用	399,537千円
第3項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額69,041千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額161千円及び過年度分損益勘定留保資金68,880千円で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	957,908千円
第1項 長期借入金	545,132千円
第2項 補助金	200,808千円
第3項 雑収入	207,335千円
第4項 工事負担金	2,031千円
第5項 受託工事金	2,602千円

## 支 出

第1款 資本的支出	1,026,949千円
第1項 建設改良費	15,109千円
第2項 企業債償還金	738,388千円
第3項 長期借入金償還金	273,452千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成18年度	千円 6

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

## (1) 第3条 支 出

## 第1款 事業費

## 第1項 営業費用

## 第2項 営業外費用

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

## (1) 職員給与費 70,953千円

## (他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、493,205千円である。

## (たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

## 平成17年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |          |
|--------------|----------|
| (1) 年間普通駐車台数 | 109,000台 |
| (2) 年間定期駐車台数 | 3,200台   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		128,241千円
第1項 営業収益		125,547千円
第2項 営業外収益		2,694千円

	支	出
第1款 事業費		99,139千円
第1項 営業費用		86,339千円
第2項 営業外費用		10,800千円
第3項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額140,528千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,739千円、減債準備積立金20,000千円及び建設改良積立金114,789千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0千円

  

	支	出
第1款 資本的支出		140,528千円
第1項 建設改良費		120,528千円
第2項 長期借入金償還金		20,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- |             |
|-------------|
| (1) 第3条 支 出 |
| 第1款 事業費     |
| 第1項 営業費用    |
| 第2項 営業外費用   |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,103千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち20,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債準備積立金

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。